

議案第4号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年2月14日

沖縄県教育委員会

教育長が「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

別紙

議案「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」
に対する意見

議案「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」
については、異議ありません。

教県第 20255 号
平成19年2月6日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について貴委員会の意見を求めます。

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

平成19年2月議会（定例会）

教育庁県立学校教育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校制度を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図ることを趣旨とした学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）が平成18年6月21日に公布され、平成19年4月1日から施行されることとなった。
- (2) 教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教授及び助手に関する制度の見直しを行うこと等を趣旨とした学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）が平成17年7月15日に公布され、平成19年4月1日から施行されることとなった。
これに伴い、本県においても沖縄県立芸術大学及び沖縄県立看護大学の助教授及び助手に関する見直しを行うこととした。
- (3) 子どもたちの望ましい食習慣の形成のため新たに栄養教諭制度を創設し、栄養に関する専門性と教育に関する資質を合わせ有する栄養教諭が食に関する指導に当たることができるよう学校教育法等の一部を改正する法律（平成16年法律第49号）により学校教育法が平成17年4月1日に改正され、本県においても平成19年度から栄養教諭を任用することとした。
- (4) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）、学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）及び学校教育法等の一部を改正する法律（平成16年法律第49号）により改正された後の学校教育法の施行に伴い、条例の規定を整備するため、関係条例を改正する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 次の4条例について、特別支援学校制度の創設に伴う規定の整理を行う。

ア 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（第1条）

イ 沖縄県立学校職員定数条例（第2条）

ウ 沖縄県職員の給与に関する条例（第3条）

エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（第4条）

(2) 次の3条例について、沖縄県立芸術大学及び沖縄県立看護大学の助教授及び助手に関する見直しに伴う規定の整備を行う。

ア 沖縄県職員の給与に関する条例（第3条）

イ 沖縄県立芸術大学条例（第5条）

ウ 沖縄県立看護大学条例（第6条）

(3) 次の2条例について、義務教育諸学校への栄養教諭の配置に伴う規定の整備を行う。

ア 沖縄県職員の給与に関する条例（第3条）

イ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（第4条）

(4) この条例は、一部の規定を除き、平成19年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項、第40条、第76条

(2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項

(3) 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）

(4) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条、附則第14条第3号

5 関係各課との調整状況

教育庁総務課並びに総務部人事課、文化振興課及び医務・国保課と調整済み

6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参考条文

(3) その他参考となる資料（法令所管府省からの事務の処理基準その他の通知を含む。）

乙第 号議案

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例

(沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第1中「浦添市字経塚55番地」を「浦添市経塚一丁目1番1号」に改める。

別表第2中「（盲学校、ろう学校及び養護学校）」を「（特別支援学校）」に改める。

(沖縄県学校職員定数条例の一部改正)

第2条 沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「県立盲学校、ろう学校及び養護学校」を「県立特別支援学校」に改める。

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第28条の2 第1項第1号中「盲学校、^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、「養護助教諭」の次に「、栄養教諭」を加え、同項第2号中「盲学校、^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第4 教育職給料表(1)備考中「助教授」を「准教授」に改め、「講師」の次に「、助教」を加え、同表教育職給料表(2)備考1中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加え、同表教育職給料表(3)備考1中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、
同条第2項中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

(沖縄県立芸術大学条例の一部改正)

第5条 沖縄県立芸術大学条例（昭和61年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「助教授」を「准教授、助教」に改める。

(沖縄県立看護大学条例の一部改正)

第6条 沖縄県立看護大学条例（平成10年沖縄県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「助教授」を「准教授、助教」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中沖縄県立高等学校等の設置に関する条例別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

平成19年2月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の規定を整備するため、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）新旧対照表	
改正案	現行
(設置) 第1条 県に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校、特別支援学校及び中学校（以下「県立学校」という。）を設置する。	(設置) 第1条 県に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び中学校（以下「県立学校」という。）を設置する。
別表第1（高等学校）（第2条関係）	別表第1（高等学校）（第2条関係） 別表第2（特別支援学校）（第2条関係）

名 称	所 在 地
沖縄県立浦添工業高等学校	浦添市継続一丁目1番1号

別表第1（高等学校）（第2条関係）	別表第2（特別支援学校）（第2条関係）
沖縄県立浦添工業高等学校	浦添市字継続5番地

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）新旧対照表

改 正 案		現 行	
(職員定数)		(職員定数)	
第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。			
(1) 県立高等学校	4,504人	(1) 県立高等学校	4,504人
(2) 県立特別支援学校	1,559人	(2) 県立盲学校、ろう学校及び養護学校	1,559人
(3) 市町村立小学校及び中学校	9,384人	(3) 市町村立小学校及び中学校	9,384人
合計	15,447人	合計	15,447人

第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 県立高等学校
- (2) 県立特別支援学校
- (3) 市町村立小学校及び中学校

合計

第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 県立高等学校
- (2) 県立盲学校、ろう学校及び養護学校
- (3) 市町村立小学校及び中学校

合計

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第3条関係）

改 正 案		現 行																																					
(義務教育等教員特別手当)		(義務教育等教員特別手当)																																					
第28条の2 義務教育等教員特別手当は、次に掲げる職員に対して支給する。		第28条の2 義務教育等教員特別手当は、次に掲げる職員に対して支給する。																																					
(1) 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長及び教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）をいう。次号及び第3項において同じ。）		(1) 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは中学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長及び教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）をいう。次号及び第3項において同じ。）																																					
(2) 前号に掲げる校長及び教員との権衡上必要があると認められる高等学校等（学校教育法に規定する公立の高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。）に勤務する校長及び教員		(2) 前号に掲げる校長及び教員との権衡上必要があると認められる高等学校等（学校教育法に規定する公立の高等学校又は特別支援学校の高等部をいう。）に勤務する校長及び教員																																					
2-4 賦		2-4 賦																																					
別表第4(第5条関係) 教 育 職 給 料 表 (1)		別表第4(第5条関係) 教 育 職 給 料 表 (1)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号</td> <td>給</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> </tr> <tr> <td>給</td> <td>給</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> </tr> </tbody> </table>		職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	号	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号</td> <td>給</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> </tr> <tr> <td>給</td> <td>給</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> <td>給料月額 円</td> </tr> </tbody> </table>		職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	号	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級																																		
号	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																		
給	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																		
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級																																		
号	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																		
給	給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円																																		
備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、助教、助諭、講師、助手その他の他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から給から特5号給までは、学長のみに適用する。		備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、助教、助諭、講師、助手その他の他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から給から特5号給までは、学長のみに適用する。																																					

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	総額	給料額	給料額	給料額
		円	円	円	円

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	総額	給料額	給料額	給料額
		円	円	円	円

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準めるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	総額	給料額	給料額	給料額
		円	円	円	円

備考1 この表は、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及びこれらに準めるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	総額	給料額	給料額	給料額
		円	円	円	円

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準めるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭

論、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

論、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第4条関係）

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）新旧対照表	
	現 行
（定義）	
第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校、 <u>特別支援学校をいう。</u>	<p>（定義）</p> <p>2 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校、<u>盲学校、聾学校又は養護学校をいう。</u></p>
2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u> 、助教諭、 <u>養護助教諭</u> 、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第68条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。	<p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の教諭、<u>養護教諭、助教諭、<u>養護助教諭</u>、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第68条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</u></p>

（注） 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

沖縄県立芸術大学条例（昭和61年沖縄県条例第1号）新旧対照表	
	現行 改正案
(職員)	(職員)
第5条 大学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。 2 大学に、前項に規定する者のほか講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。	第5条 大学に、学長、教授、助教、助手及び事務職員を置く。 2 大学に、前項に規定する者のほか講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第6条関係）

沖縄県立看護大学条例（平成10年沖縄県条例第32号）新旧対照表	
	改正案
(職員)	(職員)
<p>第5条 大学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。</p> <p>2. 大学に、前項に規定する者のほか講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p>	<p>第5条 大学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。</p> <p>2. 大学に、前項に規定する者のほか講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。</p>

(注)

条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 特別支援教育

第七十一条中「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者(視度の弱視者を含む。以下同じ)、聾者(強度の難聴者を含む。以下同じ)又は」を「特別支援学校は、視覚障害者、聾覚障害者」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「施し」あわせてその欠陥を補うためだ。」を「施す」として、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために」に改める。

第七十一条の中「盲者の盲者、聾者又は」を第七十一条に規定する視覚障害者、聾覚障害者」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「心身の故障」を「障害」に改め、同条を第七十一条の四として、第七十一条の次に次の二条を加える。

第七十一条の二 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うもの明らかなにするものとする。

第七十一条の三 特別支援学校においては、第七十一条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第七十五条第一項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に關する必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十一条から第七十三条の二までの規定及び第七十三条の三第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十四条中「盲者、聾者又は」を「視覚障害者、聾覚障害者」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「心身の故障」を「障害」に、「第七十一条の二」を「第七十一条の四」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十五条第一項中「特殊学級」を「特別支援学校」に改め、同項第六号中「心身に故障」を「障害」に、「特殊学級」を「特別支援学校」に改め、同項第二項中「学校は」を「学校において」に、「特殊学級」を「特別支援学校」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対して、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行ふものとする。

第七十六条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第四十一条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校及び」を削る。

第四十一条の二を削る。

第五百七条中「盲学校、聾学校及び養護学校並びに特別支援学校」を「及び特別支援学校並びに特別支援学校」に改める。

(教育費免許法の一部改訂)

第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」の「部を次のように改定する。」

第一項第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第一項第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第一項第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第一項第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第一項第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」とは、理療(あん摩、マッサージ、指圧等)に関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科をいう。理療その他の職業についての知識技能の修得に關する教科及び學習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動(以下「自己活動」という)をいう。

学校教育法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名
御璽

平成十七年七月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第八十三条

学校教育法の一部を改正する法律

一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「又は」を「若しくは」に改め「研究科」の下に「又は第六十九条の二第

一項の大学の学科」を加え、同項第一号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五項中「並びに同項第一号の学科の分野の変更」を削る。

第五十八条第一項中「助教授」を「准教授、助教」に改め、同項に次のたゞし書を加える。

ただし「教育研究上の組織編制として適切とする場合に、准教授、助教又は助手を置かざること」がたゞし書である。

第五十九条第六項中「教授は」の下に「専攻分野について、教育上又は実務上又は実験上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

第五十九条第六項中「教授は」の下に「専攻分野について、教育上又は実務上又は実験上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

第五十九条第七項及び第八項を次のように改める。

准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第五十九条第二項中「助教授」を「准教授」に改め、同條第七項の次に次の二項を加える。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第五十九条第二項中「助教授」を「准教授」に改める。

第六十八条の二第一項中「第五十二条の大学に限る」を「第六十九条の二第一項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

第六十八条の三中「助教授」を「准教授」に改める。

第六十九条の二第七項を削る。

第七十条の七第一項中「助教授」を「准教授、助教」に改め、同項に次のたゞし書を加える。

ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

第七十条の七第四項及び第五項を次のように改める。

教授は、専攻分野について、教育上又は実務上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

第七十条の七第六項中「助教授」を「准教授」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

助教は、専攻分野について、教育上又は実務上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

第五十九条第七項及び第八項を次のように改める。

准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第五十九条第二項中「助教授」を「准教授」に改め、同條第七項の次に次の二項を加える。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第五十九条第二項中「助教授」を「准教授」に改める。

第六十九条の二第一項に改める改正規定に限る)、第六十九条の二の二の改正規定並びに附則第三条

第六条、第七条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第八条第一項第一号中「第六

十八条の二第三項第一号」を「第六十八条の二第四項第一号」に改める改正規定に限る)、第六十九条及び第十条の規定は、平成十七年十月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前ににおける助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

○学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）

第二章 小学校

〔校長、教頭、教諭その他の職員〕

第二十八条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

② 小学校には、「前項のほか、栄養教諭その他必要な職員を置く」とができる。

③ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

④ 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

⑤ 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が一人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。

⑥ 教諭は、児童の教育をつかさどる。

⑦ 栄養教諭は、児童の栄養をつかさどる。

⑧ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

⑨ 事務職員は、事務に従事する。

⑩ 助教諭は、教諭の職務を助ける。

⑪ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

⑫ 養護教諭は、養護教諭の職務を助ける。

⑯ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護教諭を置くことができる。

第三章 中学校

〔連用規定〕

第四十条 第十八条の二、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十二条まで及び第三十四条の規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の中「前条各号」とあるのは、「第三十六条

各号」と読み替えるものとする。

第六章 特殊教育

〔準用規定〕

第七十六条 第十八条の二（第四十条及び第五十一条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条（第四十条、第五十条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十四条、第三十七条、第四十六条から第五十条まで、第八十条及び第八十一条の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に、第五十二条の二の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に、これを準用する。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成19年4月1日

学校教育法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

短期大学における教育の発展や学位についての国際的な動向等を踏まえ、卒業者に学位が授与されるよう制度の見直しを行うとともに、教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教授・助手に関する制度の見直しを行う。

改正の概要

1. 短期大学卒業者への学位授与

短期大学卒業者については、現行制度においては、準学士と称することができる」とされているが、制度を改め、「短期大学士」の学位が授与されることとする。

2. 大学の教員組織の整備（助教授・助手の見直し）

(1) 助教授を廃止し、「准教授」を設ける。

(2) 助手のうち主として教育研究を行う者のために「助教」の職を設ける。(助手のうち主として教育研究の補助を行う者については、引き続き「助手」とする。)

法律の施行日は、1. については平成17年10月1日、2. については平成19年4月1日

学校教育法の一部を改正する法律案（骨子）

1. 短期大学卒業者への学位授与

短期大学卒業者については、現行制度において、準学士と称することができることとされているところであるが、短期大学における教育の発展や学位についての国際的な動向等を踏まえ、短期大学士の学位が授与されるよう制度を改める。

2. 大学の教員組織の整備

教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、以下のように、助教授・助手に関する制度の見直しを行う。

(1) 准教授の職の新設

現在の「助教授」を廃止し、「准教授」の職を設ける。

(2) 助手の見直し

現在の助手のうち、主として教育研究を行うことを職務とし、将来の大学教員や研究者となることが期待される者に相応する職として、「助教」の職を設ける。

現在の助手のうち、教育研究を補助することを主たる職務とする者については、引き続き「助手」とする。

3. その他

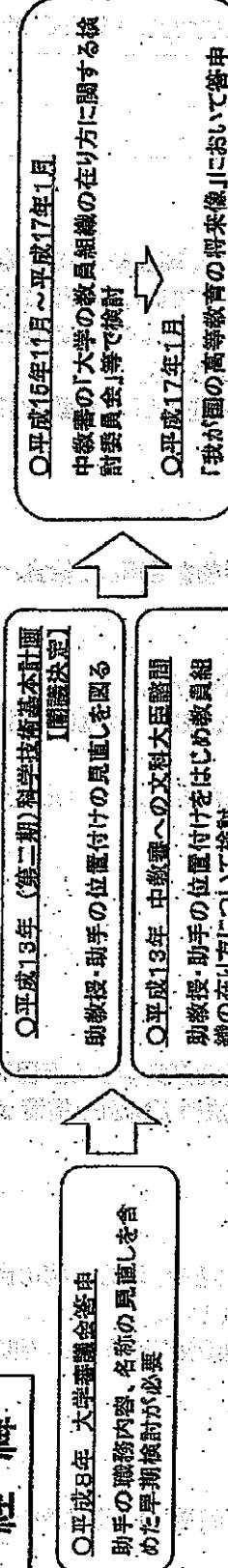
①施行期日 1. については、平成17年10月1日

2. については、平成19年4月1日

②その他所要の規定の整備を行う。

＜大学の教員組織の在り方にについて＞

緯

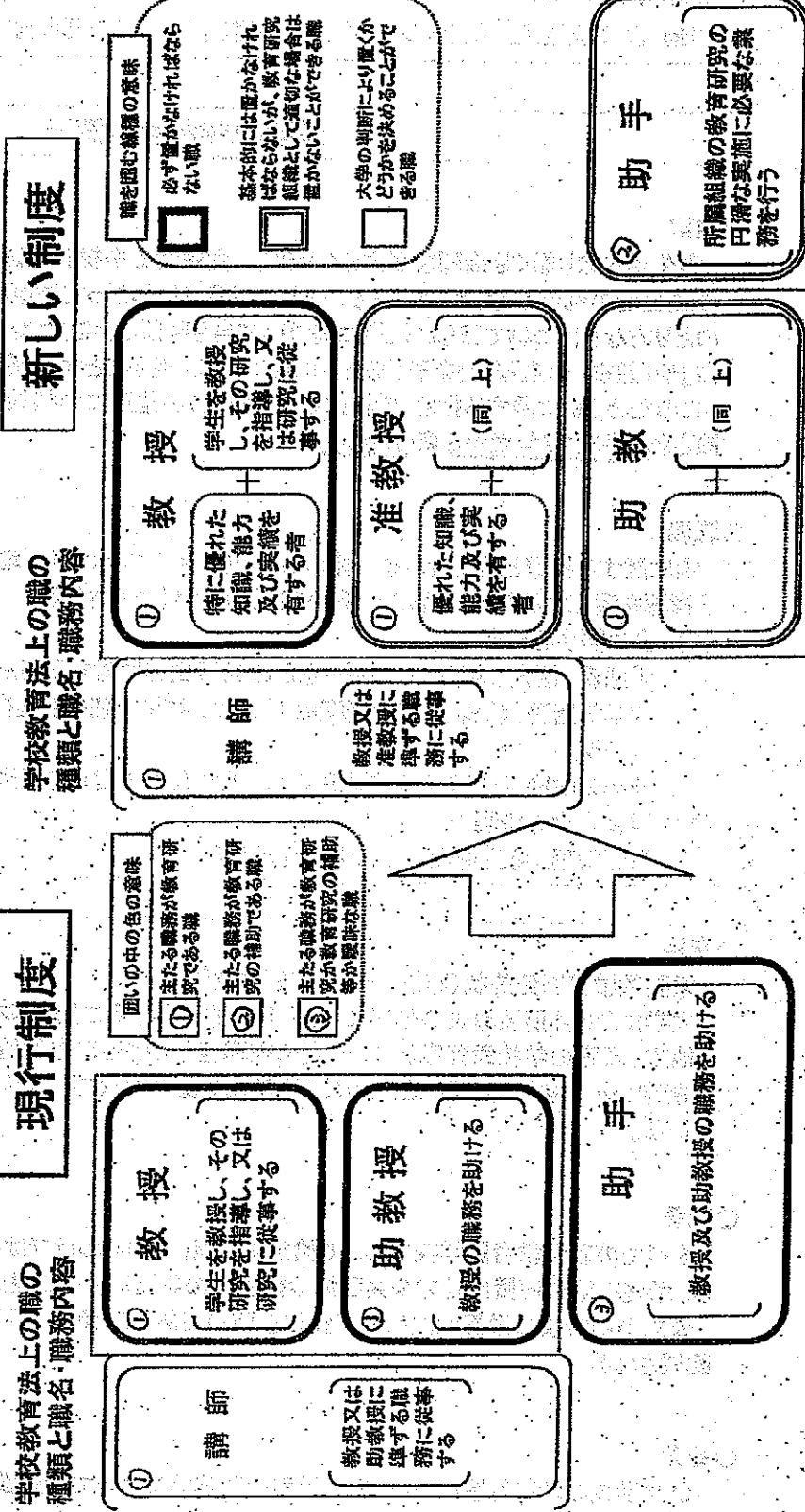


学校教育法上の職の種類と職名・職務内容

現行制度

新しい制度

学校教育法上の職の種類と職名・職務内容



文部科学省

Home > 生涯学習・学校教育 > 小・中・高校教育に関すること > 栄養教諭制度について > 栄養教諭制度の概要

栄養教諭制度の概要

○趣旨

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらないなど子どもの食生活の乱れが指摘されており、子どもが将来にわたって健康に生活していくよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせが必要となっている。

このため、食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行される。

○職務

食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果がもたらされる。

(1) 食に関する指導

- ①肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導を行う。
- ②学級活動、教科、学校行事等の時間に、学級担任等と連携して、集団的な食に関する指導を行う。
- ③他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整を行う。

(2) 学校給食の管理

- 栄養管理、衛生管理、検食、物資管理等

○資格

栄養教諭普通免許状(専修、一種、二種)を新設。

大学における所要単位の修得により免許状を取得することが基本。

他方、現職の学校栄養職員は、一定の在職経験と都道府県教育委員会が実施する講習等において所定の単位を修得することにより、栄養教諭免許状を取得できるよう法律上特別の措置が講じられている。

○配置

すべての義務教育諸学校において給食を実施しているわけではないことや、地方分権の趣旨等から、栄養教諭の配置は地方公共団体や設置者の判断によることとされている。

公立小中学校の栄養教諭は県費負担教職員であることから、都道府県教育委員会の判断によって配置される。

○身分

公立学校の栄養教諭については、採用や研修等について養護教諭と同様の措置が講じられる。